

## 中国人民銀行

## 全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理試行を

## 拡大することについての通知

## 自由貿易試験区における新たな外債管理モデルが発表される

投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年1月22日、中国人民銀行は『全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理試行を拡大することについての通知』(銀発[2016]18号)(以下、本通知)を公布しました。上海・天津・広東・福建の4つの自由貿易試験区において、マクロプルーデンス管理によるクロスボーダー資金調達を認めています。本通知は1月25日より施行されています。

## 1. 通知の内容

本通知により認められたマクロプルーデンス管理モデルによるクロスボーダー資金調達とは、企業の純資産額を基準に計算される上限額まで外債(人民元・外貨とも)を調達できる仕組みです。外債残高計算式の要素として、期限・種類・為替のリスク因数が設定されており、明細に応じて残高を計算し、その合計額が外債残高となる仕組みです。自由貿易試験区内において登記する非金融企業(不動産企業は含まない)と27の試行金融機関が適用対象となります。

## 【図表1 通知概要・上海自由貿易試験区試行措置との比較】

	上海試行措置	本通知
適用対象企業	自由貿易試験区内の企業	自由貿易試験区内(上海・天津・広東・福建)登記の非金融企業(不動産業者・政府融資プラットフォームを含まない) 27の試行金融機関
外債枠	【8号通知】(払込資本+資本剰余金)×2 【22号通知】払込資本金の1倍	【試行企業】純資産の1倍 【試行金融機関】コア資本の0.8倍
通貨	【8号通知】外貨・人民元 【22号通知】人民元	外貨・人民元
利用口座	【8号通知】自由貿易口座 【22号通知】人民元専用口座	自由貿易口座・通常口座のいずれも可

※8号通知・・・銀総部発[2015]8号通知 上海自由貿易区における外債調達の試行措置を規定

22号通知・・・銀総部発[2014]22号通知 上海自由貿易区における人民元建外債調達の試行措置を規定

【企業の調達可能枠について】

一般企業の調達可能金額については、「企業の純資産額×レバレッジ率×マクロプルーデンス政策因数」で計算されます。レバレッジ率、マクロプルーデンス政策因数ともに初期値は1と設定されており、現状の調達可能金額は純資産額と同額になります。試行金融機関は純資産がコア資本となり、レバレッジ率が0.8になります。

【外債残高の計算方法について】

前述の通り、残高の計算は外債の各明細にリスク因数を乗じ、その合計額を計算する必要があります。

$$\text{クロスボーダー融資残高} = (\text{人民元} \cdot \text{外債クロスボーダー融資残高} \times \text{期限リスク転換因数} \times \text{類別リスク転換因数}) + (\text{外債クロスボーダー融資残高} \times \text{為替相場リスク換算因数})$$

また、本通知によると、現状残高として含まれない外債建トレードファイナンスも調達額の20%が残高として計上されることとなります。更に、本モデルを選択した場合、既存モデルでの外債の未償還残高も本モデルの残高として計上されます。外債外債については、本計算式にて計算した残高を借入日の人民元対米ドルレートの仲値で人民元に換算した金額が残高となります。

【図表2 外債残高とする負債・外債残高としない負債】

	項目名	定義・条件
算入する項目	外債トレードファイナンス	調達金額の20%を算入、期限リスク転換率は「1」
	オフバランス融資	試行金融機関が顧客企業のために提供した対外偶発債務は金額の20%を算入、試行金融機関自身のリスクヘッジのために発生した偶発債務は50%を算入
	その他	実際の状況に応じて算入
算入しない項目	人民元受動負債	域外機構が域内債券市場に投資したことにより発生した人民元受動負債 域外主体が試行金融機関に預け入れた人民元預金
	貿易貸付 人民元トレードファイナンス	貿易貸付(延払・前払)、域外金融機関から得た人民元トレードファイナンス、試行金融機関の取扱う人民元トレードファイナンス
	グループ内部の資金の往来	試行企業が幹事となるクロスボーダー資金管理で発生した対外負債(生産経営、実業投資等合法的な生産活動のキャッシュフロー)
	域外インターバンク預入れ 関連銀行・付属機構との資金の往来	域外インターバンクへの預入、関連銀行・付属機関との資金の往来
	パンダ債(自社使用のみ)	試行企業の域外の親会社が域内において発行し、貸付方式で域内企業が使用する場合
	譲渡・減免	デット・エクイティ・スワップ、債務免除などを受けた資金

【図表3 リスク因数表】

リスク因数	区分	因数
期限リスク転換因数	中長期(1年超)	1
	短期(1年以下)	1.5
類別リスク転換因数	オンバランス融資	1
	オフバランス融資	0.2 or 0.5
為替リスク転換因数	-	0.5

【残高計算例】

人民元20を、2年で借入する場合： ⇒ クロスボーダー融資残高＝ $20 \times 1(\text{期限因数}) \times 1(\text{類別因数}) = 20$

人民元20を、半年で借入する場合： ⇒ クロスボーダー融資残高＝ $20 \times 1.5 \times 1 = 30$

外貨20を、2年で借入する場合： ⇒ クロスボーダー融資残高＝ $20 \times 1 \times 1 + 20 \times 0.5(\text{為替因数}) = 30$

外貨20を、半年で借入する場合： ⇒ クロスボーダー融資残高＝ $20 \times 1.5 \times 1 + 20 \times 0.5 = 40$

つまり、人民元建の中長期借入において外債枠の費消が最も少ないことになります。

本通知には、企業が本モデルを適用する場合、管理部門へ備案(届出)が必要である旨を明記しています。また、本モデルを導入した試行企業は、外債契約締結後、資金借入日の3営業日前までに外貨管理局の資本項目情報システムにおいて、クロスボーダー融資状況の契約届出を行わなければならない、調達資金は国家、自由貿易試験区の産業マクロコントロールの方向性に沿った、自社の生産経営活動に用いなければなりません。

## 2. 企業への影響

本通知により、上海自由貿易試験区において行われていたクロスボーダー資金調達の試行措置が拡大され、各自由貿易試験区に登録する企業の資金調達が利便化されたといえます。また、通達上には、これまでの試行措置を1年の移行期間後に統一する旨が明記されており、この新モデルでの外債枠管理がスタンダードとなる可能性が高いと思われます。外債枠は、レバレッジ率・マクロプルーデンス政策因数の調整により変動する可能性があります。また、一旦モデルの選択を行った後は、原則として変更を認めないと明記しており、留意が必要です。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中国人民银行关于扩大全口径跨境融资宏观审慎管理试点的通知</p> <p>2016-01-22</p> <p>根据《中华人民共和国中国人民银行法》等法律法规，为把握与宏观经济热度、整体偿债能力和国际收支状况相适应的跨境融资水平，控制杠杆率和货币错配风险，实现本外币一体化管理，中国人民银行在总结前期区域性、地方性试点的基础上，扩大全口径跨境融资宏观审慎管理政策试点。现将有关事项通知如下：</p> <p>一、本通知所称跨境融资，是指境内机构从非居民融入本、外币资金的行为。本通知适用注册在中国（上海）自由贸易试验区、中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区（以下统称自贸区）的企业（以下称试点企业），以及 27 家银行类金融机构（以下称试点金融机构）。本通知适用的试点企业仅限非金融企业，且不包括政府融资平台和房地产企业。</p> <p>二、中国人民银行根据宏观经济热度、国际收支状况和宏观金融调控需要对跨境融资杠杆率、风险转换因子、宏观审慎调节参数等进行调整，并对试点金融机构跨境融资进行宏观审慎管理。国家外汇管理局对试点企业跨境融资进行管理，并对企业和金融机构进行全口径跨境融资统计监测。中国人民银行和国家外汇管理局之间建立信息共享机制。</p> <p>三、建立宏观审慎规则下基于微观主体资本或净资产的跨境融资约束机制，试点企业和试点金融机构均可按规定自主开展本外币跨境融资。</p>	<p>中国人民銀行 全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理試行を拡大することについての通知</p> <p>2016-01-22</p> <p>『中華人民共和国中国人民銀行法』等の法律法規に基づいて、マクロ経済の過熱度、全体の債務償還能力、国際収支状況に適応したクロスボーダー融資レベルを把握するために、レバレッジ率と通貨のミスマッチリスクをコントロールし、人民元・外貨の一体化管理を実現する。中国人民銀行はこれまでの区域性、地方性試行の総括を基礎とし、全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理政策の試行を拡大する。ここに関連事項を以下の通り通知する。</p> <p>一、本通知でいう所のクロスボーダー融資とは、域内機構が非居住者から人民元、外貨資金を調達する行為を指す。本通知は中国(上海)自由貿易試験区、中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区(以下、自貿区)において登記する企業(以下、試行企業)、および 27 の銀行類金融機関(以下、試行金融機関)に適用する。本通知を適用する試行企業は非金融企業に限り、かつ政府融資プラットフォームと不動産企業を含まない。</p> <p>二、中国人民銀行はマクロ経済の過熱度、国際収支状況とマクロ金融のコントロールの必要に基づき、クロスボーダー融資のレバレッジ率、リスク転換因数、マクロプルーデンス政策因数等に対し調整を行う。あわせてクロスボーダー融資試行金融機関に対して、マクロプルーデンス管理を行なう。国家外貨管理局はクロスボーダー融資試行企業に対して管理を行い、あわせて企業と金融機関に対して全範囲クロスボーダー融資統計のモニタリングを行なう。中国人民銀行と国家外貨管理局の間に情報共有体制を確立する。</p> <p>三、マクロプルーデンス規則下のマイクロ主体の資本あるいは純資産に基づいたクロスボーダー融資コミットメント体制を確立する。全ての試行企業と試行金融機関は規定に基づき自主的に人民元・外貨クロスボーダー融資を展開することができる。</p>

试点企业和试点金融机构开展跨境融资按风险加权计算余额(指已提用未偿余额,下同),风险加权余额不得超过上限,即:跨境融资风险加权余额≤跨境融资风险加权余额上限。

跨境融资风险加权余额=Σ 本外币跨境融资余额\*期限风险转换因子\*类别风险转换因子+Σ 外币跨境融资余额\*汇率风险折算因子。

期限风险转换因子:还款期限在1年(不含)以上的中长期跨境融资的期限风险转换因子为1,还款期限在1年(含)以下的短期跨境融资的期限风险转换因子为1.5。

类别风险转换因子:表内融资的类别风险转换因子设定为1,表外融资(或有负债)的类别风险转换因子设定为0.2和0.5二档。

汇率风险折算因子:0.5。

四、跨境融资风险加权余额计算中的本外币跨境融资包括试点企业和试点金融机构(不含境外分支机构)以本币和外币形式从非居民融入的资金,涵盖表内融资和表外融资。以下业务类型不纳入跨境融资风险加权余额计算:

(一)人民币被动负债:试点企业和试点金融机构因境外机构投资境内债券市场产生的人民币被动负债;境外主体存放在试点金融机构的人民币存款。

(二)贸易信贷、人民币贸易融资:试点企业涉及真实跨境贸易产生的贸易信贷(包括应付和预收)和从境外金融机构获取的人民币贸易融资;试点金融机构因办理基于真实跨境贸易结算产生的各类人民币贸易融资。

試行企業と試行金融機関はリスクの度合いに応じて加重平均してクロスボーダー融資残高(既に利用済の未返済残高、以下同様)を算出する。リスク加重残高は上限を超えてはならない。すなわち、クロスボーダー融資リスク加重残高≤クロスボーダー融資リスク加重残高上限。

クロスボーダー融資リスク加重残高=Σ 人民币/外貨クロスボーダー融資残高×期限リスク転換因数×類別リスク転換因数+Σ 外貨クロスボーダー融資残高×為替相場リスク換算因数

期限リスク転換因数:返済期限1年(1年を含まない)超の中長期クロスボーダー融資は期限リスク転換因数を1とし、返済期限が1年(1年を含む)以下の短期クロスボーダー融資の期限リスク転換因数は1.5とする。

類別リスク転換因数:オンバランス融資の類別リスク転換因数は1と設定する。オフバランス融資(偶発負債)の類別リスク転換因数は0.2と0.5の2枠を設定する。

為替相場リスク換算因数:0.5

四、クロスボーダー融資リスクの加重残高計算における人民币・外貨クロスボーダー融資は試行企業と試行金融機関(域外分支機構を含まない)の人民币と外貨建てで非居住者から調達した資金を含み、オンバランス融資とオフバランス融資を含む。以下業務類型はクロスボーダー融資のリスク加重残高計算には組み入れない。

(一)人民币受動負債:試行企業と試行金融機関の域外機構が域内債券市場に投資したことにより発生した人民币受動負債。域外主体が試行金融機関において保有する人民币預金。

(二)貿易貸付、人民币トレードファイナンス:試行企業の真実のクロスボーダー貿易により発生した貿易貸付(延払・前払を含む)と域外金融機関から得た人民币トレードファイナンス。試行金融機関の真実のクロスボーダー貿易決済の取扱いにより発生した各種の人民币トレードファイナンス。

<p>(三) 集团内部资金往来：试点企业主办的经批准的集团内跨境资金（生产经营和实业投资等依法合规活动产生的现金流）集中管理业务项下产生的对外负债。</p> <p>(四) 境外同业存放、联行及附属机构往来：试点金融机构因境外同业存放、联行及附属机构往来产生的对外负债。</p> <p>(五) 自用熊猫债：试点企业的境外母公司在境内发行人民币债券并以放款形式用于境内子公司的。</p> <p>(六) 转让与减免：试点企业和试点金融机构跨境融资转增资本或已获得债务减免等情况下，相应金额不计入。</p> <p>中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况，对不纳入跨境融资风险加权余额计算的业务类型进行调整，必要时可允许试点企业和试点金融机构某些特定跨境融资业务不纳入跨境融资风险加权余额计算。</p> <p>五、纳入本外币跨境融资的各类型融资在跨境融资风险加权余额中按以下方法计算：</p> <p>(一) 外币贸易融资：试点企业和试点金融机构的外币贸易融资按 20%纳入跨境融资风险加权余额计算，期限风险转换因子统一按 1 计算。</p> <p>(二) 表外融资（或有负债）：试点金融机构向客户提供的内保外贷、因向客户提供基于真实跨境交易和资产负债币种及期限风险对冲管理服务需要的衍生产品而形成的对外或有负债，按 20%纳入跨境融资风险加权余额计算；试点金融机构因自身币种及期限风险</p>	<p>(三) グループ内部資金の往来：試行企業が幹事を務める批准を経た集团内クロスボーダー資金（生産経営と実業投資等、法に則った合法的な生産活動のキャッシュフロー）集中管理業務項目下で発生した対外負債。</p> <p>(四) 域外インターバンク預金、関連銀行及び附属機構との往来：試行金融機関の域外インターバンク預金、関連銀行及び附属機構との往来により発生した対外負債。</p> <p>(五) 自社用のパンダ債：試行企業の域外親会社が中国域内において発行した人民元債券、あわせて貸付形式による域内子会社に用いるもの。</p> <p>(六) 譲渡と減免：試行企業と試行金融機関のクロスボーダー融資の資本転換あるいは既に債務減免を得ている等の状況においては、相応の金額を計上しない。</p> <p>中国銀行はマクロ金融コントロールの需要と業務展開状況に基づいて、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れない業務類型に対して調整を行い、必要な際に試行企業と試行金融機関の特定のクロスボーダー融資業務に対し、クロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れないことを許可できる。</p> <p>五、人民元・外貨クロスボーダー融資に組み入れる入る各類型の融資はクロスボーダー融資リスク加重残高中に於いて以下の方法に基づいて計算する。</p> <p>(一) 外貨トレードファイナンス：試行企業と試行金融機関の外貨トレードファイナンスは 20%をクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。期限リスク転換因数は統一して 1 で計算する。</p> <p>(二) オフバランス融資（偶発負債）：試行金融機関が顧客に提供した内保外貸（域内担保付き域外貸付）、顧客に対する真実のクロスボーダー取引、資産・負債の通貨種類及び期限に基づくリスクヘッジ管理サービスの必要に応じてデリバティブ商品を提供したことで形成された対外偶発負債については、20%をクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。</p>
--	--

<p>对冲管理需要，参与国际金融市场交易而产生的或有负债，按 50%纳入跨境融资风险加权余额计算。</p> <p>(三) 其他：其余各类跨境融资均按实际情况纳入跨境融资风险加权余额计算。</p> <p>中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况，对跨境融资风险加权余额中各类型融资的计算方法进行调整。</p> <p>六、跨境融资风险加权余额上限的计算：跨境融资风险加权余额上限=资本或净资产*跨境融资杠杆率*宏观审慎调节参数。</p> <p>资本或净资产：试点企业按净资产计，试点金融机构按核心资本（即一级资本）计，以最近一期经审计的财务报告为准。</p> <p>跨境融资杠杆率：试点企业为 1，试点金融机构为 0.8。</p> <p>宏观审慎调节参数：1。</p> <p>七、试点企业和试点金融机构的跨境融资签约币种、提款币种和偿还币种须保持一致。</p> <p>八、跨境融资风险加权余额及上限的计算均以人民币为单位，外币跨境融资以提款日的汇率水平按以下方式折算计入：已在中国外汇交易中心挂牌（含区域挂牌）交易的外币，适用人民币汇率中间价或区域交易参考价；未在中国外汇交易中心挂牌交易的货币，适用中国外汇交易中心公布的人民币参考汇率。</p> <p>九、中国人民银行建立跨境融资宏观风险监测指标体系，在跨境融资宏观风险指标触及</p>	<p>試行金融機関の自身の通貨種類及び期限に基づくリスクヘッジ管理の必要に応じて、国際金融市場取引に参加し発生した偶発負債については、50%をクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。</p> <p>(三)その他:その他各種クロスボーダー融資は、全て実際の状況によりクロスボーダー融資リスク加重残高計算に組み入れる。</p> <p>中国人民銀行はマクロ金融コントロールの必要と業務展開状況に基づいて、クロスボーダー融資リスク加重残高中の各類型の融資の計算方法に対して調整を行うことができる。</p> <p>六、クロスボーダー融資リスク加重残高上限の計算:クロスボーダー融資リスク加重残高の上限=資本あるいは純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス政策因数</p> <p>資本あるいは純資産:試行企業純資産の合計、試行金融機関はコア資本(すなわちティア・ワン・キャピタル)の合計に基づく。直近の会計監査を経た財務報告を基準とする。</p> <p>クロスボーダー融資レバレッジ率:試行企業は 1、試行金融機関は 0.8 とする。</p> <p>マクロプルーデンス政策因数:1</p> <p>七、試行企業と試行金融機関のクロスボーダー融資の契約締結通貨、引き出し通貨、返済通貨は一致しなければならない。</p> <p>八、クロスボーダー融資リスク加重残高及び上限の計算は全て人民元を単位とし、外貨クロスボーダー融資は引出日の為替相場水準を以下の方式に基づいて換算し計上する。既に中国外貨取引センターにおいて公示取引中(区域での公示取引を含む)取引の外貨は人民元為替相場中値あるいは区域取引参考価格を適用する。中国外貨取引センターで公示取引されていない通貨は、中国外貨取引センターが公布する人民元参考為替相場を適用する。</p> <p>九、中国人民銀行はクロスボーダー融資のマクロリスクモニタリング指標体系を確立し、クロスボーダー融資においてマクロリ</p>
---	--

预警值时，采取逆周期调控措施，以此控制系统性金融风险。

逆周期调控措施可以采用单一措施或组合措施的方式进行，也可针对单一、多个或全部试点企业和试点金融机构进行。总量调控措施包括调整跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数，结构调控措施包括调整各类风险转换因子。必要时还可根据维护国家金融稳定的需要，采取征收风险准备金等其他逆周期调控措施，防范系统性金融风险。

试点企业和试点金融机构因风险转换因子、跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致跨境融资风险加权余额超出上限的，原有跨境融资合约可持有到期；在跨境融资风险加权余额调整到上限内之前，不得办理包括跨境融资展期在内的新的跨境融资业务。

十、试点企业跨境融资业务：试点企业按照本通知要求办理跨境融资业务，具体细节由国家外汇管理局另行发布细则明确。

(一) 试点企业应当在跨境融资合同签约后但不晚于提款前三个工作日，向国家外汇管理局的资本项目信息系统办理跨境融资情况签约备案。为试点企业办理跨境融资业务的结算银行应向中国人民银行人民币跨境收付信息管理系统报送试点企业的融资信息、账户信息、人民币跨境收支信息等。所有跨境融资业务材料留存结算备查，保留期限至该笔跨境融资业务结束后5年。

(二) 试点企业办理跨境融资签约备案后以及试点金融机构自行办理跨境融资信息报送

スク指標がアラーム値に抵触した際、反循環的コントロール措置を適用し、これを以ってシステミックリスクをコントロールする。

反循環的コントロール措置は単一措置あるいは組み合わせ措置の方式を採用して実行することができ、また単一、複数あるいは全ての試行企業と試行金融機関に対し実行できる。総量コントロール措置はクロスボーダー融資のレバレッジ率とマクロプルーデンス政策因数の調整を含む。構造コントロール措置は調整類リスク転換因数を含む。必要な際は国家の金融安定の必要に基づいて、リスク準備金の徴収等、その他反循環的コントロール措置を採用し、システミックリスクを防止することができる。

試行企業と試行金融機関はリスク転換因数、クロスボーダー融資レバレッジ率、マクロプルーデンス政策因数の調整によってクロスボーダー融資リスク加重残高が上限超過となる場合、もとのクロスボーダー融資契約は期限まで保持することができる。クロスボーダー融資リスク加重残高は上限内に調整されるまでは、クロスボーダー融資期日延長を含む新たなクロスボーダー融資業務を取扱ってはならない。

十、試行企業のクロスボーダー融資業務：試行企業は本通知の要求に基づいてクロスボーダー融資業務を取扱う。具体的な詳細は国家外貨管理局の別途公布する細則で明確にする。

(一) 試行企業はクロスボーダー融資契約の締結後、ただし引き出しの3営業日前までに、国家外貨管理局の資本項目情報システムにてクロスボーダー融資状況の契約備案(届出)手続きを行わなければならない。試行企業のためにクロスボーダー融資業務を取扱う決済銀行は中国人民銀行の人民元クロスボーダー受払情報管理システムに試行企業の融資情報、口座情報、人民元クロスボーダー収支情報等を報告送付しなければならない。全てのクロスボーダー融資業務資料は決済検査に備えて保存し、保存する期限は当該クロスボーダー融資業務の終了後5年までとする。

(二) 試行企業がクロスボーダー融資契約の備案を行った後、および試行金融機関自身がクロスボーダー融資情報を報告送

后，可以根据提款、还款安排为借款主体办理相关的资金结算，并将相关结算信息按规定报送至中国人民银行和国家外汇管理局的相关系统，完成跨境融资信息的更新。

试点企业应每年及时更新跨境融资以及权益相关的信息（包括境外债权人、借款期限、金额、利率和自身净资产等）。如经审计的净资产，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，试点企业应及时办理备案变更。

（三）开展跨境融资涉及的资金往来，试点企业可采用一般本外币账户办理，也可采用自由贸易账户办理。

（四）试点企业融入外汇资金如有实际需要，可结汇使用。试点企业融入资金的使用应符合国家相关规定，用于自身的生产经营活动，并符合国家及自贸区的产业宏观调控方向。

十一、试点金融机构跨境融资业务：试点期间，中国人民银行总行对试点金融机构跨境融资业务实行统一管理，试点金融机构以法人为单位集中向中国人民银行总行报送相关材料。试点金融机构开展跨境融资业务前，应根据本通知要求，结合自身情况制定本外币跨境融资业务的操作规程和内控制度，报中国人民银行总行备案后实施。

（一）试点金融机构首次办理跨境融资业务前，应按照本通知的跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数，以及本机构最近一期经审计的核心资本（即一级资本）数据，计算本机构跨境融资风险加权余额和跨境融资风险加权余额上限，并将计算的详细过程报送中国人民银行总行。

付後、引き出し、返済手配に基づいて借入主体として関連する資金決済の手続きができる。あわせて関連する決済情報は規定に基づき中国人民銀行と国家外貨管理局の関連するシステムに報告送付し、クロスボーダー融資情報の更新を完成する。

試行企業は毎年、遅滞無くクロスボーダー融資および權益に関連する情報（域外債権者、借入期限、金額、利率、自身の純資産等を含む）を更新しなければならない。会計監査を経た純資産、融資契約にかかわる域外債権者、借入期限、金額、利率等に変化が発生した場合、試行企業は遅滞無く備案変更手続を行わなければならない。

（三）クロスボーダー融資展開に関連する資金の往来について、試行企業は一般の人民元・外貨口座を採用して行なうことができ、自由貿易口座を採用して行なうこともできる。

（四）試行企業が調達した外貨資金は実需に応じて、人民元に両替して使用できる。試行企業が調達した資金の使用は国家の関連規定に合致しなければならず、自身の生産经营活动に用い、あわせて国家と自貿区の産業マクロコントロールの方向に合致しなければならない。

十一、試行金融機関のクロスボーダー融資業務：試行期間中、中国人民銀行本店は試行金融機関のクロスボーダー融資業務に対して統一した管理を実行する。試行金融機関は法人を単位として中国人民銀行本店に集中して関連する資料を報告送付する。試行金融機関はクロスボーダー融資業務を展開する前に、本通知の要求に基づいて、自身の人民元・外貨クロスボーダー融資業務の操作规程の制定状況と内部コントロール制度に基づき、中国人民銀行本店に備案報告後実施する。

（一）試行金融機関は初めてクロスボーダー融資業務を取扱う前に、本通知のクロスボーダー融資レバレッジ率とマクロブルーデンス政策因数、および同機構の直近の会計監査を経たコア資本（すなわちティア・ワン・キャピタル）のデータに基づいて、同機構のクロスボーダー融資リスク加重残高とクロスボーダー融資リスク加重残高上限を計算しなければならない。あわせて計算の詳細過程は中国人民銀行本店に報告送付する。

试点金融机构办理跨境融资业务，应在本机构跨境融资风险加权余额处于上限以内的前提下进行。如跨境融资风险加权余额低于上限，则试点金融机构可自行与境外机构签订融资合同。

(二) 试点金融机构可根据《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令〔2003〕第5号发布)等管理制度开立本外币账户，办理跨境融资涉及的资金收付。

(三) 试点金融机构应在跨境融资合同签订后执行前，向中国人民银行和国家外汇管理局报送核心资本金额、跨境融资合同信息，并在提款后按规定报送本外币跨境收入信息，支付利息和偿还本金后报送本外币跨境支出信息。如经审计的核心资本，融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的，试点金融机构应在系统中及时更新相关信息。

试点金融机构应于每月初5个工作日内将上月本机构本外币跨境融资发生情况、余额变动等统计信息报告中国人民银行总行。所有跨境融资业务材料留存备查，保留期限至该笔跨境融资业务结束后5年。

(四) 试点金融机构融入资金可用于补充资本金，服务实体经济发展，并符合国家产业宏观调控方向。经国家外汇管理局批准，试点金融机构融入外汇资金可结汇使用。

(五) 试点金融机构在中国(上海)自由贸易试验区的分支机构按本通知纳入其总行统一管理，不再适用《中国(上海)自由贸易试验区分账核算业务跨境融资与跨境资金流动宏观审慎管理实施细则(试行)》(银总部

試行金融機関はクロスボーダー融資業務を取扱う場合、同機構のクロスボーダー融資リスク加重残高の上限以内の状況下において実行しなければならない。クロスボーダー融資リスク加重残高が上限より低い場合、試行金融機関は自身で域外機構と融資契約を締結することができる。

(二) 試行金融機関は『人民元銀行決済口座管理弁法』(中国人民银行令〔2003〕第5号公布)等の管理制度に基づいて人民元・外貨口座を開設でき、クロスボーダー融資に関連する資金の受払を取扱うことができる。

(三) 試行金融機関はクロスボーダー融資契約の締結後且つ執行前において、中国人民銀行と国家外貨管理局にコア資本金額、クロスボーダー融資契約情報を報告送付しなければならない。あわせて引き出し後に規定に基づき、人民元・外貨クロスボーダー収入情報を報告送付し、利払いを行い、元本返済後に人民元・外貨クロスボーダー支出情報を報告送付しなければならない。会計監査を経たコア資本、融資契約にかかわる域外債権者、借入期限、金額、利率等に変化が発生した場合、試行金融機関はシステム中において関連する情報を遅滞なく更新する。

試行金融機関は毎月第5営業日までに前月の同機構の人民元・外貨クロスボーダー融資の発生状況、残高変動等の統計情報を中国人民銀行本店に報告送付しなければならない。全てのクロスボーダー融資業務資料は検査に備えて保存し、保存期限は当該クロスボーダー融資業務明細の終了後5年までとする。

(四) 試行金融機関の調達した資金は資本金の補充、实体经济発展の貢献、あわせて国家産業マクロコントロールに合致する方向に用いることができる。国家外貨管理局の批准を経て、試行金融機関は外貨資金を人民元両替に使用することができる。

(五) 試行金融機関が中国(上海)自由貿易試験区の分支機構である場合、本通知に基づいてその本店と統一管理を行い、『中国(上海)自由貿易試験区分帳核算(分離勘定記帳)業務クロスボーダー融資とクロスボーダー資金流動マクロブルーム管理実施細則(試行)』(銀総部発〔2015〕8号文公

发〔2015〕8号文印发)。

十二、中国人民银行、国家外汇管理局按照分工，定期或不定期对试点金融机构和试点企业开展跨境融资情况进行非现场核查和现场检查，试点金融机构和试点企业应配合。

发现未及时报送和变更跨境融资信息的，中国人民银行和国家外汇管理局将在查实后对涉及的试点金融机构或试点企业通报批评，限期整改并根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等法律法规进行查处。

发现超规模上限开展跨境融资的，或融入资金使用与国家、自贸区的产业宏观调控方向不符的，中国人民银行和国家外汇管理局可责令其立即纠正，并可根据实际情况依据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定对借款主体进行处罚；情节严重的，可暂停其跨境融资业务。中国人民银行将试点金融机构的跨境融资行为纳入宏观审慎评估体系(MPA)考核，对情节严重的，中国人民银行还可视情况向其征收定向风险准备金。

对于办理超限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行将责令整改；对于多次发生办理超限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行将暂停其跨境融资结算业务。

十三、对试点企业和试点金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局不实行外债事前审批，试点企业改为事前签约备案，试点金融机构改为事后备案，原有管理模式下的跨境融资未到期余额纳入本通知管理。中国人民银行、国家外汇管理局在各自自贸区、试验区

布)は適用しない。

十二、中国人民銀行、国家外貨管理局は業務分担に基づいて、定期あるいは不定期に試行金融機関と試行企業のクロスボーダー融資状況に対してオフサイト検査とオンサイト検査を実行する。試行金融機関と試行企業は協力しなければならない。

報告送付の遅滞、クロスボーダー融資情報が変更されていることが発見された場合、中国人民銀行と国家外貨管理局は実査後、関連する試行金融機関あるいは試行企業に批評を通報し、是正期限を設定するとともに、『中華人民共和国中国人民银行法』と『中華人民共和国外貨管理条例』等の法律法規に基づいて処分を行なう。

上限を超えた規模でクロスボーダー融資を展開していることを発見した場合、あるいは調達資金の使途が国家、自貿区の産業マクロコントロールの方向と合致しない場合、中国人民銀行と国家外貨管理局は即時修正を命じることができる。あわせて実際の状況に基づいて、『中華人民共和国中国人民银行法』と『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連規定によって借入主体に処罰を与えることができる。事態が重大な場合、そのクロスボーダー融資業務を一時的に停止できる。中国人民銀行は試行金融機関のクロスボーダー融資行為をマクロプルーデンス評価体系(MPA)評価に組み入れることができ、事態が重大な場合、中国人民銀行は状況に応じて、リスク準備金を徴収することができる。

上限を超えたクロスボーダー融資決済を取扱う金融機関に対して、中国人民銀行は是正を命じる。クロスボーダー融資決済の限度超過が何度も発生している金融機関に対しては、中国人民銀行がそのクロスボーダー融資決済業務を一時停止する。

十三、試行企業と試行金融機関に対して、中国人民銀行、国家外貨管理局は外債事前審査認可を行なわない。試行企業は事前の契約備案に変更し、試行金融機関は事後の備案に変更する。本来の管理モデル下のクロスボーダー融資の期限が到来していない残高にも本通知を適用する。中国人民銀行、国家外貨管理局は各自貿区、試験区において実施中の

<p>実行的本币、外币境外融资等区域性跨境融资创新试点，1年过渡期后统一按本通知管理模式管理。</p>	<p>人民币・外貨の域外融資等、区域性クロスボーダー融資の刷新試行については、1年の移行期後、本通知のモデルに基づいて管理する。</p>
<p>试点企业中的外商投资企业、试点金融机构中的外资银行可在现行跨境融资管理模式和本通知模式下任选一种模式适用，并向管理部门备案。一经选定，原则上不再更改。如确有合理理由需要更改的，须向管理部门提出申请。</p>	<p>試行企業の中の外商投資企業、試行金融機関の中の外資銀行は現行のクロスボーダー融資管理モデルと本通知のモデルからひとつのモデルを選び適用することができる。あわせて管理部門に備案を行う。一旦選択すると、原則、変更することはできない。合理的な理由があり更新が必要な場合、管理部門に申請を提出しなければならない。</p>
<p>十四、本通知自2016年1月25日起施行。中国人民银行、国家外汇管理局此前有关规定与本通知不一致的，以本通知为准。</p>	<p>十四、本通知は2016年1月25日から施行する。中国人民銀行、国家外貨管理局は以前の関連規定と本通知が一致しない場合、本通知を基準とする。</p>

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等については、お取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 投資銀行部 中国ビジネスソリューション室